

平成十八年法律第四十九号

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第三条)
第二章 公益法人の認定等
第一節 公益法人の認定(第四条—第十三条)

第二節 公益法人の事業活動等

第一款 公益目的事業の実施等(第十四条—第十七条)

第二款 公益目的事業財産(第十八条)

第三款 公益法人の計算等の特則(第十九条—第二十三条)

第四款 合併等(第二十四条—第二十六条)

第三節 公益法人の監督(第二十七条—第三十一条)

第三章 公益認定等委員会及び都道府県に置かれる合議制の機関

第一節 公益認定等委員会

第一款 設置及び組織(第三十二条—第四十二条)

第二款 諮問等(第四十三条—第四十六条)

第三款 雑則(第四十七条—第四十九条)

第二節 都道府県に置かれる合議制の機関(第五十条—第五十五条)

第四章 雑則(第五十六条—第六十一条)

第五章 罰則(第六十二条—第六十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施が公益の増進のために重要となつてゐることに鑑み、当該事業を適正に実施し得る公益法人を認定する制度を設けるとともに、公益法人による当該事業の適正な実施を確保するための措置等を定め、もつて公益の増進及び活力ある社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 公益社団法人 第四条の認定を受けた一般社団法人をいう。

二 公益財団法人 第四条の認定を受けた一般財団法人をいう。
三 公益法人 公益社団法人又は公益財団法人をいう。

四 公益目的事業 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であつて、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

第三条 この法律における行政庁は、次の各号に掲げる公益法人の区分に応じ、当該各号に定める内閣総理大臣又は都道府県知事とする。

一 次に掲げる公益法人 内閣総理大臣
イ 二以上の都道府県の区域内に事務所を設けるもの
ロ 公益目的事業を二以上の都道府県の区域内において行う旨を定款で定めるもの
ハ 国の事務又は事業と密接な関連を有する公益目的事業であつて政令で定めるものを行うもの

二 前号に掲げる公益法人以外の公益法人 その事務所が所在する都道府県の知事

第二章 公益法人の認定等
第一節 公益法人の認定

(公益認定)

第四条 公益目的事業を行う一般社団法人又は一般財団法人は、行政庁の認定を受けることができる。

第五条 (公益認定の基準)
行政庁は、前条の認定(以下「公益認定」という。)の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

一 公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであること。
二 公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
三 その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の政令で定める当該法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。

四 その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を営む活動を行うものとして政令で定める者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。た

だし、公益法人に対し、当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。

五 投機的な取引、高利の融資その他の事業であつて、公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくないものとして政令で定めるもの又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないものであること。

六 その行う公益目的事業について、当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること。

七 公益目的事業以外の事業(以下「収益事業等」という。)を行う場合には、収益事業等を行うことによつて公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

八 その事業活動を行うに当たり、第十五条に規定する公益目的事業比率が百分の五十以上となることと見込まれるものであること。

九 その事業活動を行うに当たり、第十六条第二項に規定する遊休財産額が同条第一項の制限を超えないと見込まれるものであること。

十 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族(これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。)である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。

十一 他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。

十二 会計監査人を置いているものであること。ただし、毎事業年度における当該法人の収益の額、費用及び損失の額その他の政令で定める勘定の額がいずれも政令で定める基準に達しない場合は、この限りでない。

十三 その理事、監事及び評議員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいふ。以下同じ。)について、内閣府令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び

従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。

十四 一般社団法人にあつては、次のいずれにも該当するものであること。
イ 社員の資格の得喪に關して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。

ロ 社員総会において行使できる議決権の半数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関する定款の定めがある場合には、その定めが次のいずれにも該当するものであること。

(1) 社員の議決権に關して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること。

(2) 社員の議決権に關して、社員が当該法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じ、異なる取扱いを行わないものであること。

ハ 理事会を置いているものであること。

十五 他の団体の意思決定に關与することができる株式その他の内閣府令で定める財産を保有していないものであること。ただし、当該財産の保有によつて他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合として政令で定める場合は、この限りでない。

十六 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産があるときは、その旨並びにその維持及び処分に関する事項を定款で定めているものであること。

十七 第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益目的取得財産残額(第三十条第二項に規定する公益目的取得財産残額をいう。)があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは次に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めているものであること。

イ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百一十号）第三条に規定する学校法人
 ロ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二條に規定する社会福祉法人
 ハ 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人
 ニ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人
 ホ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人
 ヘ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人
 ト その他イからへまでに掲げる法人に準ずるものとして政令で定める法人
 十八 清算をする場合において残余財産を類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは前号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させる旨を定款で定めていれるものであること。

第六条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができる。
 一 その理事、監事及び評議員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの
 イ 公益法人が第二十九条第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの
 ロ この法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）以下「一般社団・財団法人法」という。若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二條の三第七項及び第三十二條の十一第一項の規定を除く。）に違反したことにより、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四條、第二百六條、第二百八條、第二百八條の二第一項、第二百二十二條若しくは第二百四十七條の罪若しくは暴力行為等処罰に

関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条、第二条若しくは第三条の罪を犯した
 ことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに關する罪を定めた規定に違反したことにより、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二條第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第六号において「暴力団員等」という。）
 二 第二十九條第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの
 三 その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づく行政機関の処分違反しているもの
 四 その事業を行うに当たり法令上必要となる行政機関の許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。以下同じ。）を受けることができないもの
 五 国税又は地方税の滞納処分の執行がされたもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの
 六 暴力団員等がその事業活動を支配するもの（公益認定の申請）

第七条 公益認定の申請は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を行行政庁に提出しなければならない。
 一 名称及び代表者の氏名
 二 公益目的事業を行う都道府県の区域（定款に定めがある場合に限る。）並びに主たる事務所及び従たる事務所の所在場所
 三 その行う公益目的事業の種類及び内容
 四 その行う収益事業等の内容
 二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款
 二 事業計画書及び収支予算書
 三 事業を行うに当たり法令上行政機関の許認可等が必要とする場合においては、当該許認可等があったこと又はこれを受けることができることを証する書類
 四 当該公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎を有することを明らかにする財産目録、貸借対照表その他の内閣府令で定める書類
 五 第五條第十三号に規定する報酬等の支給の基準を記載した書類
 六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類
第八条 行政庁は、公益認定をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くものとする。
 一 第五條第一号、第二号及び第五号並びに第六條第三号及び第四号に規定する事由（事業を行うに当たり法令上行政機関の許認可等が必要とする場合に限る。）当該行政機関（以下「許認可等行政機関」という。）
 二 第六條第一号二及び第六号に規定する事由（行政庁が内閣総理大臣である場合にあつては警察庁長官、都道府県知事である場合にあつては警視總監又は道府県警察本部長（以下「警察庁長官等」という。））
 三 第六條第五号に規定する事由（国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長（以下「国税庁長官等」という。））
第九条 公益認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人は、その名称中の一般社団法人又は一般財団法人の文字をそれぞれ公益社団法人又は公益財団法人と変更する定款の変更をしたものとみなす。

二 前項の規定による名称の変更の登記の申請書には、公益認定を受けたことを証する書面を添付しなければならない。
 三 公益社団法人又は公益財団法人は、その種類に従い、その名称中に公益社団法人又は公益財団法人という文字を用いなければならない。
 四 公益社団法人又は公益財団法人でない者は、その名称又は商号中に、公益社団法人又は公益財団法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。
 五 何人も、不正の目的をもって、他の公益社団法人又は公益財団法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。
 六 公益法人については、一般社団・財団法人法第五條第一項の規定は、適用しない。
第十条 行政庁は、公益認定をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
第十一条 公益法人は、次に掲げる変更をしようとするときは、行政庁の認定を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。
 一 公益目的事業を行う都道府県の区域（定款で定めるものに限る。）又は主たる事務所若しくは従たる事務所の所在場所の変更（従たる事務所の新設又は廃止を含む。）
 二 公益目的事業の種類又は内容の変更
 三 収益事業等の内容の変更
 二 前項の変更の認定を受けようとする公益法人は、内閣府令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を行行政庁に提出しなければならない。
 三 前項の申請書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。
 四 第五條及び第六條（第二号を除く。）の規定は第一項各号に掲げる変更の認定について、第八條第一号（吸収合併に伴い当該変更の認定をする場合にあつては、同条各号）の規定は同項第二号及び第三号に掲げる変更の認定について、前条の規定は同項の変更の認定をしたときについて、それぞれ準用する。
第十二條 行政庁の変更を伴う変更の認定に係る前条第二項の申請書は、変更前の行政庁を経由して変更後の行政庁に提出しなければならない。
 二 前項の場合において、当該変更の認定をしたときは、変更後の行政庁は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、変更前の行政庁から事務の引継ぎを受けなければならない。
第十三條 公益法人は、次に掲げる変更（合併に伴うものを除く。）があつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を行行政庁に届け出なければならない。
 一 名称又は代表者の氏名の変更

二 第十一号第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更
 三 定款の変更（第十一号第一項各号に掲げる変更及び前二号に掲げる変更に係るものを除く。）
 四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項の変更

2 行政庁は、前項第一号に掲げる変更について同項の規定による届出があったときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならぬ。

第二節 公益法人の事業活動等
第一款 公益目的事業の実施等

第十四条 公益法人は、その公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない。

第十五条 公益法人は、毎事業年度における公益目的事業比率（第一号に掲げる額の同号から第三号までに掲げる額の合計額に対する割合をいう。）が百分の五十以上となるように公益目的事業を行わなければならない。

一 公益目的事業の実施に係る費用の額として内閣府令で定めるところにより算定される額
 二 収益事業等の実施に係る費用の額として内閣府令で定めるところにより算定される額
 三 当該公益法人の運営に必要な経常的経費の額として内閣府令で定めるところにより算定される額

（遊休財産額の保有の制限）

第十六条 公益法人の毎事業年度の末日における遊休財産額は、公益法人が当該事業年度に行つた公益目的事業と同一の内容及び規模の公益目的事業を翌事業年度においても引き続き行うために必要な額として、当該事業年度における公益目的事業の実施に要した費用の額（その保有する資産の状況及び事業活動の態様に応じ当該費用の額に準ずるものとして内閣府令で定めるものの額を含む。）を基礎として内閣府令で定めるところにより算定した額を超えてはならない。

2 前項に規定する「遊休財産額」とは、公益法人による財産の使用若しくは管理の状況又は当該財産の性質にかんがみ、公益目的事業又は公益目的事業を行うために必要な収益事業等その

他の業務若しくは活動のために現に使用されておらず、かつ、引き続きこれらのために使用されることを見込まれない財産として内閣府令で定めるものの価額の合計額をいう。
 （寄附の募集に関する禁止行為）

第十七条 公益法人の理事若しくは監事又は代理人、使用人その他の従業者は、寄附の募集に關して、次に掲げる行為をしてはならない。
 一 寄附の勧誘又は要求を受け、寄附をしない旨の意思を表示した者に対し、寄附の勧誘又は要求を継続すること。
 二 粗野若しくは乱暴な言動を交えて、又は迷惑を覚えさせるような方法で、寄附の勧誘又は要求をすること。
 三 寄附をする財産の用途について誤認させるおそれのある行為をすること。
 四 前三号に掲げるもののほか、寄附の勧誘若しくは要求を受けた者又は寄附者の利益を不当に害するおそれのある行為をすること。

第十八条 公益法人は、次に掲げる財産（以下「公益目的事業財産」という。）を公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならない。ただし、内閣府令で定める正当な理由がある場合は、この限りでない。

一 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産（寄附をした者が公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。）
 二 公益認定を受けた日以後に交付を受けた補助金その他の財産（財産を交付した者が公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。）
 三 公益認定を受けた日以後に行つた公益目的事業に係る活動の対価として得た財産
 四 公益認定を受けた日以後に行つた収益事業等から生じた収益に内閣府令で定める割合を乗じて得た額に相当する財産
 五 前各号に掲げる財産を支出することにより取得した財産
 六 第五号第十六号に規定する財産（前各号に掲げるものを除く。）
 七 公益認定を受けた日の前に取得した財産であつて同日以後に内閣府令で定める方法により公益目的事業の用に供するものである旨を表示した財産
 八 前各号に掲げるもののほか、当該公益法人が公益目的事業を行うことにより取得し、又

は公益目的事業を行うために保有していると認められるものとして内閣府令で定める財産
第三款 公益法人の計算等の特則
第十九条 収益事業等に関する会計は、公益目的事業に關する会計から区分し、各収益事業等ごとに特別の会計として経理しなければならない。

（報酬等）
第二十条 公益法人は、第五号第十三号に規定する報酬等の支給の基準に従つて、その理事、監事及び評議員に対する報酬等を支給しなければならない。

2 公益法人は、前項の報酬等の支給の基準を公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
 （財産目録の備置き及び閲覧等）

第二十一条 公益法人は、毎事業年度開始の日の前日までに（公益認定を受けた日の属する事業年度にあつては、当該公益認定を受けた後遅滞なく）、内閣府令で定めるところにより、当該事業年度の事業計画書、収支予算書その他の内閣府令で定める書類を作成し、当該事業年度の末日までの間、当該書類をその主たる事務所に、その写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。

2 公益法人は、毎事業年度経過後三箇月以内に（公益認定を受けた日の属する事業年度にあつては、当該公益認定を受けた後遅滞なく）、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、当該書類を五年間その主たる事務所に、その写しを三年間その従たる事務所に備え置かなければならない。
 一 財産目録
 二 役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下同じ。）
 三 第五号第十三号に規定する報酬等の支給の基準を記載した書類
 四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

3 第一項に規定する書類及び前項各号に掲げる書類は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）をもつて作成することができる。

4 何人も、公益法人の業務時間内は、いつでも、第一項に規定する書類、第二項各号に掲げる書類、定款、社員名簿及び一般社員・財団法人法第九十九条第一項（一般社員・財団法人法第九十九条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類等（以下「財産目録等」という。）について、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該公益法人は、正当な理由がないのにこれを拒んでならない。

一 財産目録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求
 二 財産目録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

5 前項の規定にかかわらず、公益法人は、役員等名簿又は社員名簿について当該公益法人の社員又は評議員以外の者から同項の請求があつた場合には、これらに記載され又は記録された事項中、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除くとして、同項の閲覧をさせることができる。

6 財産目録等が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、その従たる事務所における第四項第二号に掲げる請求に応ずることを可能とするための措置として内閣府令で定めるものとして内閣府令で定める第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「その主たる事務所に、その写しをその従たる事務所」とあるのは「その主たる事務所」と、第二項中「その主たる事務所に、その写しを三年間その従たる事務所」とあるのは「その主たる事務所」とする。

（財産目録等の提出及び公開）
第二十二条 公益法人は、毎事業年度の経過後三箇月以内（前条第一項に規定する書類については、毎事業年度開始の日の前日まで）に、内閣府令で定めるところにより、財産目録等（定款を除く。）を行政庁に提出しなければならない。

2 行政庁は、公益法人から提出を受けた財産目録等について閲覧又は謄写の請求があつた場合には、内閣府令で定めるところにより、その閲覧又は謄写をさせなければならない。
 3 前項の規定にかかわらず、行政庁は、役員等名簿又は社員名簿について同項の請求があつた場合には、これらに記載された事項中、個人の

住所に係る記載の部分を除き、その閲覧又は謄写をさせるものとする。

(会計監査人の権限等)

第二十三条 公益法人の会計監査人は、一般社団・財団法人法第七十七条第一項(一般社団・財団法人法第九十七条)において準用する場合を含む。の規定によるもののほか、財産目録その他の内閣府令で定める書類を監査する。この場合において、会計監査人は、会計監査報告に当該監査の結果を併せて記載し、又は記録しなければならぬ。

第四款 合併等

(合併等の届出)

第二十四条 公益法人は、次に掲げる行為をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を行政庁に届け出なければならぬ。

一 合併(当該合併に関し第十一条第一項の変更の認定の申請をする場合を除く。)

二 事業の全部又は一部の譲渡(当該事業の譲渡に関し第十一条第一項の変更の認定の申請をする場合を除く。)

三 公益目的事業の全部の廃止

2 行政庁は、前項の規定による届出があつたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第二十五条 (合併による地位の承継の認可)

公益法人が合併により消滅する法人となる新設合併契約を締結したときは、当該公益法人(当該公益法人が二以上ある場合にあっては、その一)は、当該新設合併により設立する法人(以下この条において「新設法人」という。)が当該新設合併により消滅する公益法人の地位を承継することについて、行政庁の認可を申請することができる。

2 行政庁は、新設法人が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、前項の認可をするものとする。

一 第五条各号に掲げる基準に適合するものであること。

二 第六条各号のいずれかに該当するものであること。

3 第一項の認可があつた場合には、新設法人は、その成立の日、当該新設合併により消滅する公益法人の地位を承継する。

4 第七条、第八条、第十条及び第十二条の規定は、第一項の認可について準用する。この場合

において、第七条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項(第一号に掲げる事項については新設合併により消滅する公益法人及び新設合併により設立する法人(以下この条において「新設法人」という。)に係るもの、第二号から第四号までに掲げる事項については新設法人に係るもの)」と、同項第二号中「定款」とあるのは「定款の案」と、同項第三号中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類(第一号の定款の案及び第二号から第五号までに掲げる書類については、新設法人に係るもの)」と、同項第一号中「定款」とあるのは「新設合併契約書及び定款の案」と、第十二条第一項中「前条第二項」とあるのは「第二十五条第四項において準用する第七条第一項」と読み替えるものとする。

5 第一項の認可を受けて合併により消滅する公益法人の地位を承継する新設法人についての第十八条及び第三十条第二項の規定の適用については、第十八条第一号から第四号までの規定中「公益認定を受けた日」とあるのは「その成立の日」と、同条第五号中「前各号」とあるのは「前各号及び第七号」と、同条第七号中「公益認定を受けた日の前に取得した財産であつて同日以後に内閣府令で定める方法により公益目的事業の用に供するものである旨を表示した財産」とあるのは「その成立の際に合併により消滅する公益法人から承継した財産であつて、当該消滅する公益法人の公益目的事業財産であつたもの」と、第三十条第二項第一号中「取得した」とあるのは「が合併により承継し、又は取得した」と、「第十八条第六号に掲げる財産にあつては」とあるのは「第二十五条第五項の規定により読み替えて適用する第十八条第七号に掲げる財産にあつては」と、合併により消滅する公益法人が「も」とあるのは「もの(当該公益法人が同日以後に第十八条第七号の内閣府令で定めるところにより公益目的事業の用に供するものである旨を表示したものを除く。)」と、同項第二号中「公益認定を受けた日」とあるのは「その成立の日」と、同項第三号中「公益認定を受けた日」とあるのは「その成立の日」と、「定めるもの」とあるのは「一定のもの並びに合併により消滅する公益法人が公益認定を受けた日以後にその公益目的事業を行うために費消し、又は譲渡した公益目的事業財産以外の財産及び同日以後に当該公益法人が

その公益目的事業の実施に伴い負担した公租公課の支払その他内閣府令で定めるもの」とする。

(解散の届出等)

第二十六条 公益法人が合併以外の理由により解散をした場合には、その清算人(解散が破産手続開始の決定による場合にあっては、破産管財人)は、当該解散の日から一箇月以内に、その旨を行政庁に届け出なければならない。

2 清算人は、一般社団・財団法人法第二百三十三条第一項の期間が経過したときは、遅滞なく、残余財産の引渡しの見込みを行政庁に届け出なければならない。当該見込みに変更があつたときも、同様とする。

3 清算人は、清算が終了したときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

4 行政庁は、第一項又は前項の規定による届出があつたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3 行政庁は、第一項の催告を受けた公益法人が、正当な理由がなく、その催告に係る措置をとらなかつたときは、当該公益法人に対し、その催告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

5 行政庁は、第一項の催告及び第三項の規定による命令をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。

一 第五条第一号、第二号若しくは第五号、第六条第三号若しくは第四号又は次条第二項第三号に規定する事由(事業を行うに当たり法令上許認可等行政機関の許認可等を必要とする場合に限り。)

二 第六条第一号二又は第六号に規定する事由

三 第六条第五号に規定する事由

四 国税庁長官等

(公益認定の取消し)

第二十九条 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。

一 第六条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至つたとき。

二 偽りその他不正の手段により公益認定、第十一条第一項の変更の認定又は第二十五条第一項の認可を受けたとき。

三 正当な理由がなく、前条第三項の規定による命令に従わなかつたとき。

四 公益法人から公益認定の取消しの申請があつたとき。

2 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消すことができる。

一 第五条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなつたとき。

二 前節の規定を遵守していないとき。

三 前二号のほか、法令又は法令に基づく行政機関の処分違反したとき。

4 行政庁は、第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消したときは、内閣府令で定める

ところにより、その旨を公示しなければならない。

5 第一項又は第二項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた公益法人は、その名称中の公益社団法人又は公益財団法人という文字をそれぞれ一般社団法人又は一般財団法人と変更する定款の変更をしたものとみなす。

6 行政庁は、第一項又は第二項の規定による公益認定の取消しをしたときは、遅滞なく、当該公益認定の主たる事務所所在地を管轄する登記所に当該公益法人の名称の変更の登記を嘱託しなければならない。

7 前項の規定による名称の変更の登記の嘱託書には、当該登記の原因となる事由に係る処分を行ったことを証する書面を添付しなければならない。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第三十条 行政庁が前条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しをした場合又は公益法人が合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、第五号第十七号に規定する定款の定めに従い、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与に係る書面による契約が成立しないときは、内閣総理大臣が行政庁である場合にあっては国、都道府県知事が行政庁である場合にあっては当該都道府県が当該公益目的取得財産残額に相当する額の金銭について、同号に規定する定款で定める贈与を当該公益認定の取消しを受けた法人又は当該合併により消滅する公益法人の権利義務を承継する法人（第四項において「認定取消法人等」という。）から受ける旨の書面による契約が成立したものとみなす。当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に当該公益目的取得財産残額の一部に相当する額の財産について同号に規定する定款で定める贈与に係る書面に異なる契約が成立した場合における残余の部分についても、同様とする。

2 前項に規定する「公益目的取得財産残額」とは、第一号に掲げる財産から第二号に掲げる財産を除外した残余の財産の価額の合計額から第三号に掲げる額を控除して得た額をいう。

一 当該公益法人が取得したすべての公益目的事業財産（第十八条第六号に掲げる財産にあつては、公益認定を受けた日前に取得したものを除く。）

二 当該公益法人が公益認定を受けた日以後に公益目的事業を行うために費消し、又は譲渡した公益目的事業財産
三 公益法人が公益認定を受けた日以後に公益目的事業を行うために費消し、又は譲渡したも及び同日以後に公益目的事業の実施に伴い負担した公租公課の支払その他内閣府令で定めるものの額の合計額

3 前項に規定する額の算定の細目その他公益目的取得財産残額の算定に必要事項は、内閣府令で定める。

4 行政庁は、第一項の場合には、認定取消法人等に対し、前二項の規定により算定した公益目的取得財産残額及び第一項の規定により当該認定取消法人等と国又は都道府県との間に当該公益目的取得財産残額又はその一部に相当する額の金銭の贈与に係る契約が成立した旨を通知しなければならない。

5 公益法人は、第五号第十七号に規定する定款の定めを変更することができない。
（行政庁への意見）

第三十一条 次の各号に掲げる者は、公益法人についてそれぞれ当該各号に定める事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、行政庁が公益法人に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、行政庁に対し、その旨の意見を述べることができる。
一 許認可等行政機関 第五号第一号、第二号若しくは第五号に掲げる基準に適合しない事由又は第六号第三号若しくは第四号若しくは第二十九号第二項第三号に該当する事由（事業を行うに当たり法令上許認可等行政機関の許認可等が必要とする場合に限る。）
二 警察庁長官等 第六号第一号二又は第六号に該当する事由
三 国税庁長官等 第六号第五号に該当する事由

第三章 公益認定等委員会及び都道府県に置かれる合議制の機関

第一節 設置及び組織

第三十二条 内閣府に、公益認定等委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、この法律によりその権限に属させられた事項を処理する。

（職権の行使）
第三十三条 委員会の委員は、独立してその職権を行う。

（組織）
第三十四条 委員会は、委員七人をもって組織する。

2 委員は、非常勤とする。ただし、そのうちの四人以内は、常勤とすることができる。
（委員の任命）

第三十五条 委員は、人格が高潔であつて、委員の権限に属する事項に公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。
（委員の任期）

第三十六条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。
3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
（委員の身分保障）

第三十七条 委員は、委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。
（委員の罷免）

第三十八条 内閣総理大臣は、委員が前条に規定する場合に該当するときは、その委員を罷免しなければならない。

第三十九条 委員は、職務上知ることの秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。
（委員の給与）

第四十条 委員の給与は、別に法律で定める。
（委員長）

第四十一条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
（事務局）

第四十二条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。
2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。
3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

第二款 諮問等

（委員会への諮問）
第四十三条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、第八条又は第二十八号第五項（第二十九号第三項において準用する場合を含む。）の規定による許認可等行政機関の意見（第六号第三号及び第四号に該当する事由の有無に係るものを除く。）を付して、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しないものと認めたものについては、この限りでない。

一 公益認定の申請、第十一条第一項の変更の認定の申請又は第二十五号第一項の認可の申請に対する処分をしようとする場合（申請をした法人が第六号各号のいずれかに該当するものである場合及び行政手続法第七号の規定に基づきこれらの認定を拒否する場合を除く。）
二 第二十八号第一項の勧告、同条第三項の規定による命令又は第二十九号第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消し（以下「監督処分等」という。）をしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

イ 監督処分等を受ける公益法人が第二十九
条第一項第一号又は第四号のいずれかに該
当するものである場合

ロ 第十三条第一項若しくは第二十四条第一
項の規定による届出又は第二十二條第一項
の規定による財産目録等の提出をしなかつ
たことを理由として監督処分等をしよう
とする場合

ハ 第四十六條第一項の勧告に基づいて監督
処分等をしようとする場合

2 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、委員
会に諮問しなければならない。ただし、委員会
が諮問を要しないものと認めたものについ
ては、この限りでない。

- 一 第五條第三号から第五号まで、第十号、第
十一号、第十二号ただし書、第十五号た
だし書及び第十七号ト、第五十一條にお
いて読み替えて準用する第四十三條第一
項ただし書及び第三項ただし書並びに別
表第二十三号の政令の制定又は改廃の立
案をしようとする場合並びに第五條第
十三号及び第十五号、第七條第一項並び
に第二項第四号及び第六号、第十一條第
二項及び第三項、第十三條第一項（第十
二号を除く）、第十五條各号、第十六條、
第十八條ただし書並びに第四号、第七号及
び第八号、第二十一條第一項及び第二項、
第二十三條、第二十四條第一項、第二十七
條第一項、第三十條第二項第三号（第二
十五條第五項の規定により読み替えて適
用する場合を含む。）、及び第三項、次條
第一項並びに第四十六條第二項の内閣府
令の制定又は改廃をしようとする場合

二 第六十條の規定による指示を行おうとす
る場合

3 内閣総理大臣は、第一項第一号に規定する
処分、第二十八條第三項の規定による命
令又は第二十九條第一項第二号若しくは
第三号若しくは第二項の規定による公益
認定の取消し若しくは第三号若しくは第
二項の規定による裁決をしようとする場
合には、次に掲げる場合を除き、委員会
に諮問しなければならない。ただし、委員
会が諮問を要しないものと認めたもの
については、この限りでない。

- 一 審査請求が不適法であるとして却下す
る場合
- 二 審査請求をした一般社団法人若しくは一
般財団法人又は公益法人が第六條各号
のいずれかに該当する場合

三 第一項第二号イ又はロに規定する理由によ
る監督処分等についての審査請求である場合
（答申の公表等）

第四十四條 委員会は、諮問に対する答申をした
ときは、内閣府令で定めるところにより、その
内容を公表しなければならない。

2 委員会は、前項の答申をしたときは、内閣総
理大臣に対し、当該答申に基づいてとった措置
について報告を求めることができる。

（内閣総理大臣による送付等）

第四十五條 内閣総理大臣は、第十三條第一項、
第二十四條第一項又は第二十六條第一項から第
三項までの規定による届出に係る書類の写し及
び第二十二條第一項の規定により提出を受けた
財産目録等の写しを委員会に送付しなければな
らない。

2 内閣総理大臣は、第三十一條の規定により許
認可等行政機関が述べた意見（公益法人が第六
條第三号又は第四号に該当する事由に係る意見
を除く。）を委員会に通知しなければならない。
3 内閣総理大臣は、委員会に諮問しないで次に
掲げる措置を講じたときは、その旨を委員会に
通知しなければならない。

- 一 公益認定の申請、第十一條第一項の変更の
認定の申請又は第二十五條第一項の認可の申
請に対する処分（行政手続法第七條の規定に
基づく拒否を除く。）
- 二 監督処分等（次條第一項の勧告に基づく監
督処分等を除く。）
- 三 第四十三條第二項第一号の政令の制定又は
改廃の立案及び同号の内閣府令の制定又は
改廃
- 四 第四十三條第三項に規定する審査請求に対
する裁決（審査請求が不適法であることによ
る却下の裁決を除く。）
- 五 第六十條の規定による指示
（委員会による勧告等）

第四十六條 委員会は、前条第一項若しくは第二
項の場合又は第五十九條第一項の規定に基づ
き第二十七條第一項の規定による報告の徴収、
検査又は質問を行った場合には、公益法人が第
二十九條第一項第二号若しくは第三号又は第二
十九條第一項第二号若しくは第三号又は第二
十九條第一項第二号若しくは第三号を審査し、
必要があると認めるときは、第二十八條第一
項の勧告若しくは同条第三項の規定による命
令又は第二十九條第一項若しくは第二項の規
定による公益認定の取消しその他の措置をと
ることに

ついて内閣総理大臣に勧告をすることができ
る。

2 委員会は、前項の勧告をしたときは、内閣府
令で定めるところにより、当該勧告の内容を公
表しなければならない。

3 委員会は、第一項の勧告をしたときは、内閣
総理大臣に対し、当該勧告に基づいてとった措
置について報告を求めることができる。

第三款 雑則

（資料提出その他の協力）

第四十七條 委員会は、その事務を処理するた
め必要があると認めるときは、関係行政機関の
長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対
し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必
要な協力を求めることができる。

（事務の処理状況の公表）

第四十八條 委員会は、毎年、その事務の処理状
況を公表しなければならない。

（政令への委任）

第四十九條 この節に規定するもののほか、委員
会に關し必要な事項は、政令で定める。

第二節 都道府県に置かれる合議制の機
関

（設置及び権限）

第五十條 都道府県に、この法律によりその権限
に属せられた事項を処理するため、審議会そ
の他の合議制の機関（以下単に「合議制の機
関」という。）を置く。

2 合議制の機関の組織及び運営に關し必要な事
項は、政令で定める基準に従い、都道府県の条
例で定める。

（合議制の機関への諮問）

第五十一條 第四十三條（第二項を除く。）の規
定は、都道府県知事について準用する。この場
合において、同条第一項中「付して、委員会」と
あるのは「付して、第五十條第一項に規定す
る合議制の機関（以下この条において単に「合
議制の機関」という。）と、同項ただし書中
「委員会」とあるのは「合議制の機関が政令
で定める基準に従い」と、同項第二号ハ中「第
四十六條第一項」とあるのは「第五十四條にお
いて準用する第四十六條第一項」と、同条第三
項中「委員会」とあるのは「合議制の機関
に」と、同項ただし書中「委員会」とあるのは
「合議制の機関が政令で定める基準に従い」と
読み替えるものとする。

（答申の公表等）

第五十二條 第四十四條の規定は、合議制の機関
について準用する。この場合において、同条第
二項中「内閣総理大臣」とあるのは、「都道府
県知事」と読み替えるものとする。
（都道府県知事による通知等）

第五十三條 都道府県知事は、第六十條の規定に
よる指示が当該都道府県知事に対して行われた
場合には、その旨を合議制の機関に通知しな
ければならない。

2 第四十五條（第三項第三号及び第五号を除
く。）の規定は、都道府県知事について準用す
る。この場合において、同条第一項中「委員
会」とあるのは「第五十條第一項に規定する合
議制の機関（以下この条において単に「合議制
の機関」という。）と、同条第二項及び第三項
中「委員会」とあるのは「合議制の機関」と、
同項第二号中「次條第一項」とあるのは「第五
十四條において準用する次條第一項」と、同項
第四号中「第四十三條第三項」とあるのは「第
五十一條において準用する第四十三條第三項」
と読み替えるものとする。

（合議制の機関による勧告等）

第五十四條 第四十六條の規定は、合議制の機関
について準用する。

（協力の依頼）

第五十六條 行政庁は、この法律の施行のため必
要があると認めるときは、官庁、公共団体そ
の者に照会し、又は協力を求めることができ
る。
（情報の提供）

第五十七條 内閣総理大臣及び都道府県知事は、
公益法人の活動の状況、公益法人に対して行政
庁がとった措置その他の事項についての調査及
び分析を行い、必要な統計その他の資料の作成
を行うとともに、公益法人に関するデータベース
の整備を図り、国民にインターネットその他の
高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速
に情報を提供できるように必要な措置を講ずる
ものとする。

二項中「内閣総理大臣」とあるのは、「都道府
県知事」と読み替えるものとする。

（都道府県知事による通知等）

第五十三條 都道府県知事は、第六十條の規定に
よる指示が当該都道府県知事に対して行われた
場合には、その旨を合議制の機関に通知しな
ければならない。

2 第四十五條（第三項第三号及び第五号を除
く。）の規定は、都道府県知事について準用す
る。この場合において、同条第一項中「委員
会」とあるのは「第五十條第一項に規定する合
議制の機関（以下この条において単に「合議制
の機関」という。）と、同条第二項及び第三項
中「委員会」とあるのは「合議制の機関」と、
同項第二号中「次條第一項」とあるのは「第五
十四條において準用する次條第一項」と、同項
第四号中「第四十三條第三項」とあるのは「第
五十一條において準用する第四十三條第三項」
と読み替えるものとする。

（合議制の機関による勧告等）

第五十四條 第四十六條の規定は、合議制の機関
について準用する。この場合において、同条第
一項中「前条第一項若しくは第二項」とあるの
は「第五十三條第二項において準用する前条第
一項若しくは第二項」と、「第五十九條第一項」
とあるのは「第五十九條第二項」と、同項及び
同条第三項中「内閣総理大臣」とあるのは「都
道府県知事」と読み替えるものとする。

（資料提出その他の協力）

第五十五條 第四十七條の規定は、合議制の機関
について準用する。

第四章 雑則

（協力の依頼）

第五十六條 行政庁は、この法律の施行のため必
要があると認めるときは、官庁、公共団体そ
の者に照会し、又は協力を求めることができ
る。
（情報の提供）

第五十七條 内閣総理大臣及び都道府県知事は、
公益法人の活動の状況、公益法人に対して行政
庁がとった措置その他の事項についての調査及
び分析を行い、必要な統計その他の資料の作成
を行うとともに、公益法人に関するデータベー
スの整備を図り、国民にインターネットその他
の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速
に情報を提供できるように必要な措置を講ずる
ものとする。

(税制上の措置)
第五十八條 公益法人が行う公益目的事業に係る活動が果たす役割の重要性にかんがみ、当該活動を促進しつつ適正な課税の確保を図るため、公益法人並びにこれに対する寄附を行う個人及び法人に関する所得課税に關し、所得税、法人税及び相続税並びに地方税の課税についての必要な措置その他所要の税制上の措置を講ずるものとする。

(権限の委任等)
第五十九條 内閣総理大臣は、第二十七條第一項の規定による権限(第六條各号に掲げる一般社団法人又は一般財団法人に該当するか否かの調査に關するものを除く。次項において同じ。)を委員会に委任する。

2 行政庁が都道府県知事である場合には、第二十七條第一項中「行政庁」とあるのは「第五十條第一項に規定する合議制の機関」と、「その職員」とあるのは「その庶務をつかさどる職員」とする。

(都道府県知事への指示)
第六十條 内閣総理大臣は、この法律及びこれに基づく命令の規定による事務の実施に關して地域間の均衡を図るため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第二十八條第一項の勧告若しくは同條第三項の規定による命令又は第二十九條第二項の規定による公益認定の取消しその他の措置を行うべきことを指示することができる。

(政令への委任)
第六十一條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第六十二條 次のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 偽りその他不正の手段により公益認定、第十一條第一項の変更の認定又は第二十五條第一項の認可を受けた者
- 二 第十一條第一項の変更の認定を受けないで同項第一号又は第二号に掲げる変更(行政庁の変更を伴うこととなるものに限る。)をした者
- 三 第十一條第一項の変更の認定を受けないで同項第二号又は第三号に掲げる変更(第二十九條第二項第一号に該当することとなるものに限る。)をした者

第六十三條 次のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九條第四項の規定に違反して、公益社団法人又は公益財団法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者
- 二 第九條第五項の規定に違反して、他の公益社団法人又は公益財団法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者

第六十四條 次のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七條第一項(第二十五條第四項において準用する場合を含む。)の申請書又は第七條第二項各号(第二十五條第四項において準用する場合を含む。)に掲げる書類に虚偽の記載をして提出した者
- 二 第十一條第二項の申請書又は同條第三項の書類に虚偽の記載をして提出した者
- 三 第二十一條第一項又は第二項の規定に違反して、書類又は電磁的記録を備え置かず、又はこれらに記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をした者

第六十五條 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

第六十六條 次のいずれかに該当する場合においては、公益法人の理事、監事又は清算人は、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第十三條第一項、第二十四條第一項又は第二十六條第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- 二 第二十二條第一項の規定に違反して、財産目録等を提出せず、又はこれに虚偽の記載をして提出したとき
- 三 第二十七條第一項(第五十九條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。)の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第二十七條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

下この号において同じ。)の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第二十七條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

附則

(施行期日)

1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三十五條第一項中両議院の同意を得ることに関する部分(公布の日)
- 二 第三章(第三十五條第一項(両議院の同意を得ることに關する部分に限る。)、第四十三條第一項、第二項第二号及び第三項、第四十五條第一項、第二項並びに第三項第一号、第二号、第四号及び第五号、第四十六條、第四十八條並びに第五十一條から第五十四條までを除く。)及び次項の規定(公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日)

2 前項第二号に掲げる規定の施行後最初に任命される委員会の委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、第三十五條第二項及び第三項の規定を準用する。

(検討)
3 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則(平成二〇年五月二日法律第二八号)抄
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則(平成二四年八月一日法律第五三号)抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の規定並びに附則第五條、第七條、第十條、第十二條、第十四條、第十六條、第十八條、第二十條、第二十三條、第二十八條及び第三十一條第二項の規定(公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日)

附則(平成二五年一月二七日法律第八六号)抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)
第十四條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成二六年六月一三日法律第六九号)抄
第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)
第五條 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に關する経過措置)
第六條 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないこととされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前條の場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に對する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるもの

第三十条」と、同条第四項中「取締役会設置会社」とあるのは「相互会社」と、に、「第三十一条第四項及び第三十二条第五項」を「第三十一条第四項」中「議決権行使書面」とあるのは「議決権行使書面（保険業法第四十八条第三項に規定する議決権行使書面をいう。以下同じ。）」と、同条第四項並びに第五項第一号及び第二号並びに同法第三十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号」に改め、「共同」を削る部分を除く。）、同法第六十四条第二項及び第三項の改正規定、同法第六十七条の改正規定（「、第四十八条」を「、第五十一条」に改め、「支店所在地における登記」を削り、「登記」並びに「を」を「登記」に、「第四百四十八条」を「第四百三十七条」に、「職権抹消」を「職権抹消」並びに「第四百三十九条から第四百四十八条まで（」に改める部分及び「第四百四十八条から第五十三条までの規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」を「第四十七条第三項中「前項」とあるのは「保険業法第六十四条第一項」と、同法第五十五条第一項中「会社法第三百四十六条第四項」とあるのは「保険業法第五十三条の十二第二項」と、同法第四百四十六条の二中「商業登記法（」とあるのは「保険業法（平成七年法律第百五号）第六十七条において準用する商業登記法（」と「商業登記法第百四十五条」とあるのは「保険業法第六十七条において準用する商業登記法第百四十五条」と、同法第四百四十八条中「この法律に」とあるのは「保険業法に」と、「この法律の施行」とあるのは「相互会社に関する登記」に改める部分に限る。）、同法第八十四条第一項並びに第九十六条の十四第一項及び第二項の改正規定、同法第九十六条の十六第四項の改正規定（「並びに」を「及び」に改め、「及び第四項」を削る部分に限る。）、同法第六十九條の五第三項を削る改正規定、同法第六十七條の五第三項を削る改正規定、同法第六十七條の五第三項を削る改正規定（「、第二十条第一項及び第二項（印鑑の提出）」を削り、「第十一号及び第十二号」を「第十号及び第十一号」に改める部分及び「」において「の下に」、同法第十二条第一項第五号中「会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」とを加える部分を除く。）並びに同法第三十三條第一項第十七号の次に一号を加える改

正規定、第四十三条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十二条第一項後段を削る改正規定並びに同法第三百三十五条第一項後段及び第三百五十五条第一項後段を削る改正規定、第四十五条中資産の流動化に関する法律第二十二條第二項第七号の次に一号を加える改正規定、同条第四項を削る改正規定、同法第六十五条第三項の改正規定、同法第八十三条第一項の改正規定（「第二十七條」を「第十九條の三」に、「印鑑の提出」を「」第二十一条から第二十七條まで（」に改める部分、同法第二十四條第七号中「書面若しくは第三十条第二項若しくは第三十一条第二項に規定する譲渡人の承諾書」とあるのは「書面」とを削る部分及び「準用する会社法第五百七條第三項」との下に、「同法第四百四十六條の二中「商業登記法（」とあるのは「資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第八十三条第一項において準用する商業登記法（」と「商業登記法第百四十五条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百八十三条第一項において準用する商業登記法第百四十五条」と）を加える部分を除く。）及び同法第三百二十六條第一項第十七号の次に一号を加える改正規定、第四十八條の規定、第五十条中政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第十五條の三の改正規定（「第三項を除く。）」を削る部分に限る。）、第五十一条、第五十三条及び第五十五条の規定、第五十六条中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第二十二條の改正規定（「、同法第九百三十七條第一項中「第九百三十條第二項各号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七條第二項各号」と）を削る部分に限る。）、同法第三十九條、第五十六條第六項、第五十七條及び第六十七條から第六十九條までの改正規定、同法第七十八條の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）並びに同法第八十三條の改正規定、第五十八條及び第六十一条の規定、第六十七條の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第六十九條中消費生活協同組合法第八十一条から第八十三條まで及び第九十條第四項の改正規定並びに同法第九十二條の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第七十一条中医療法第四十六條の三の六及び第七十條の二十一第一項の改正規定並びに同法第九十三條の改正規定（同条第四号中「第五十一條の三」を「第五十

一條の三第一項」に改める部分を除く。）、第七十七條の規定、第八十条中農村負債整理組合法第二十四條第一項の改正規定（「第十七條（第三項ヲ除ク）」を「第十七條」に改める部分に限る。）、第八十一条中農業協同組合法第三十六条第七項の改正規定、同法第四十三條の六の次に一條を加える改正規定、同法第四十三條の七第三項の改正規定及び同法第一百一條第一項第四十號の次に一号を加える改正規定、第八十三條中水産業協同組合法第四十條第七項の改正規定、同法第四十七條の五の次に一條を加える改正規定、同法第八十六條第二項の改正規定及び同法第三百三十條第一項第二號の次に一号を加える改正規定、第八十五條中漁船損害等補償法第七十一条から第七十三條までの改正規定及び同法第八十三條の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第八十七條中森林組合法第五十条第七項の改正規定、同法第六十條の三の次に一條を加える改正規定、同法第六十條の四第三項及び第百條第二項の改正規定並びに同法第二百二十二條第一項第十二號の次に一号を加える改正規定、第八十九條中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二十二條第二項の改正規定、第九十條中農林中央金庫法第四十六條の三の次に一條を加える改正規定、同法第四十七條第三項の改正規定及び同法第百條第一項第十六號の次に一号を加える改正規定、第九十三條中中小企業等協同組合法の目次の改正規定、同法第四章第二節第一款及び第二款の款名を削る改正規定、同法第九十三條から第九十五條まで、第九十六條第四項及び第九十七條第一項の改正規定並びに同法第百三條の改正規定（「、第四十八條」を「、第五十一条」に、「並びに」第七十三條まで並びに「第百三十九條」に改める部分及び「、同法第四十八條第二項中「会社法第九百三十條第二項各号」とあるのは「中小企業等協同組合法第九十三條第二項各号」と）を削る部分に限る。）、第九十六條の規定（同条中商品先物取引法第十八條第二項の改正規定、同法第二十九條の改正規定（前号に掲げる部分に限る。）並びに同法第五十八條、第七十七條第二項及び第九十四條の十一第二項の改正規定を除く。）、第九十八條中輸出入取引法第九條第一項の改正規定（「第八項」の下に、「第三十八條の六」を加える部分を除く。）、第百條の規定（同条中

中小企業団体の組織に関する法律第百三十三條第一項第十三號の改正規定を除く。）、第百二條中技術研究組合法の目次の改正規定、同法第八章第二節の節名の改正規定、同章第三節、第百五十九條第三項から第五項まで及び第百六十條第一項の改正規定並びに同法第百六十八條の改正規定（「、第四十八條」を「、第五十一条」に、「並びに」第百三十二條」を「、第百三十二條から第百三十七條まで並びに第百三十九條」に改め、「第四十八條第二項中「会社法第九百三十條第二項各号」とあるのは「技術研究組合法第百五十六條第二項各号」と、同法第五十条第一項」を削る部分に限る。）、第百七條の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに第百十一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）

附則（令和四年六月一七日法律第六八八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九條の規定 公布の日

別表（第二条関係）

一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業

二 文化及び芸術の振興を目的とする事業

三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業

四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業

五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業

六 公衆衛生の向上を目的とする事業

七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業

八 勤労者の福祉の向上を目的とする事業

九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業

十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業

十一 事故又は災害の防止を目的とする事業

十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業

十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業

-
- 十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
 - 十五 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
 - 十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
 - 十七 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
 - 十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
 - 十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業
 - 二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
 - 二十一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
 - 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
 - 二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの
-
-
-